

○ 議案第54号

「和歌山市債権管理条例」に関する資料

財政局

「和歌山市債権管理条例」（案）について

1 制定の趣旨

行政の公平性、市歳入の確保を図るには、市の債権管理の適正な管理が重要であり、市の債権管理の基本条例として、債権の発生から履行に至るまでの事務処理及び適正な債権管理を徹底してもなお回収の見込めない債権の放棄に関する基準、その他必要な事項を定める条例を制定する。

2 制定の概要

（1）市長等の責務（第3条）

市長及び公営企業管理者は、本条例及び法令等に定めるところに従い、債権の適正な管理に最大限努めなければならない。

（2）台帳の整備（第4条）

適正な債権管理を行うため、台帳を整備する。

（3）債権管理の事務の流れ（第5条～第11条）

履行期限までに履行しないものがあるときは、督促、強制執行、徴収停止、履行延期の特約等の措置をとる。（地方自治法施行令の債権管理に関する条文を引用）

（4）債権の放棄（第12条）

自力執行権のない債権について、適正な滞納整理の事務処理を徹底してもなお、将来において徴収できないことが確実な一定の債権について、あらかじめルールを定め処理を進めていく。

放棄事由

- ① 破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。
- ② 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。
- ③ 債務者が死亡し、限定承認による相続があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えると見込まれるとき。
- ④ 強制執行等の手続きをとっても、なお完全に履行されない当該市の債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。
- ⑤ 当該市の債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。

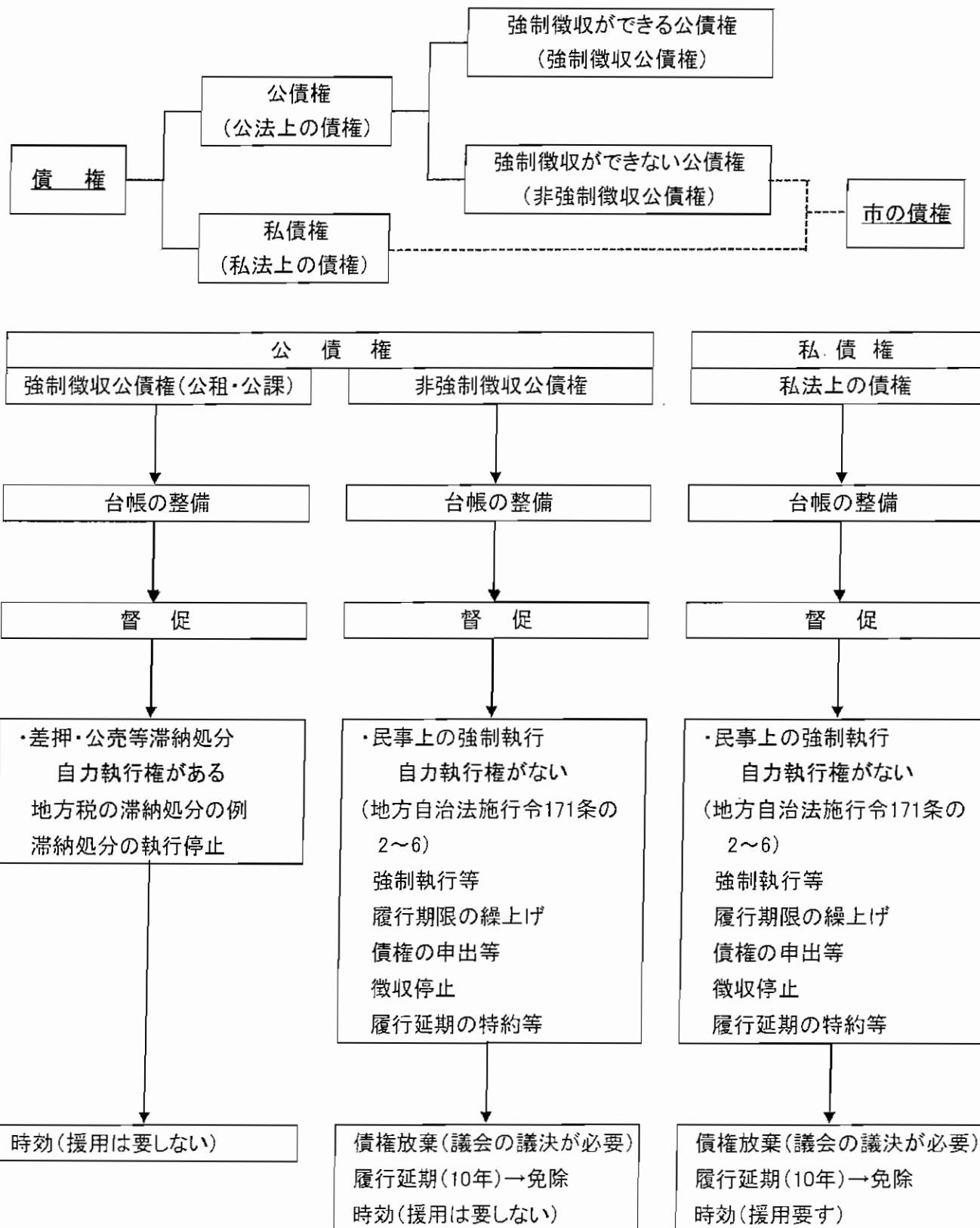
3 他都市の状況

中核市 41市中 7市で条例制定

政令市 18市中 1市で条例制定

特別区 23区中 11区で条例制定

債権回収フロー



収入未済額の推移

		債権名	局名	課名	平成20年度決算	平成19年度決算	平成18年度決算
					収入未済額(円)	収入未済額(円)	収入未済額(円)
強制徴収債権	市税	財政局	納稅課	5,011,482,888	5,292,568,215	5,912,477,631	
	国民健康保険料	市民環境局	国民健康保険課	2,547,894,547	2,478,638,056	2,708,472,334	
	介護保険料	健康福祉局	介護保険課	235,192,385	231,152,710	214,867,990	
	後期高齢者医療保険料		医療福祉課	46,016,200			
	保育料(保育費用負担金)		保育所管理課	18,248,650	15,527,740	11,687,170	
	下水道使用料	建設局	下水道業務課	47,089,947	45,325,859	44,301,065	
	下水道受益者負担金		下水道業務課	17,403,430	21,219,490	22,169,810	
	農業集落排水事業費分担金		下水道業務課	1,771,080	1,994,960	1,322,560	
	漁業集落排水事業費分担金		下水道業務課	2,684,270	2,105,660	1,288,440	
		小計		9債権	7,927,783,397	8,088,532,690	8,916,587,000
公債権	賃金支弁職員社会保険料及分	総務局	人事課	548,202	571,202	587,202	
	塵芥処理手数料	市民環境局	一般廃棄物課	7,872,750	12,570,700	17,985,900	
	生活保護費返還金・徴収金	健康福祉局	生活保護課	39,790,304	19,639,063	7,118,376	
	施設入所扶助費自己負担金(知的、身体)		障害福祉課	0	11,994,452	11,994,452	
	老人福祉施設入所費自己負担金		高齢者福祉課	2,462,245	3,049,085	29,959,338	
	ホームヘルパー等派遣自己負担金		高齢者福祉課	333,655	333,655	333,655	
	生活支援ハウス利用者自己負担金		高齢者福祉課	10,000	10,000	10,000	
	障害者自立支援費負担金		障害福祉課	771,945	463,541	113,434	
	障害児放課後等支援事業利用者負担金		障害福祉課	192,000	32,000	114,000	
	シルバーハウジング生活援助費派遣事業自己負担金		介護保険課			20,800	
市債権	使用料(市場使用料)	まちづくり局	中央卸売市場	83,353	114,403	114,403	
	使用料(施設使用料)		中央卸売市場	57,104,298	54,766,342	52,226,322	
	農業集落排水使用料	建設局	下水道業務課	74,004	156,891	82,761	
	漁業集落排水使用料		下水道業務課	855,183	825,615	380,068	
	地域污水处理施設使用料		下水道業務課	957,000	554,400		
	幼稚園保育料	教育委員会	教育総務課	45,600	45,600	45,600	
	高等学校授業料		市和高	224,400	224,400	224,400	
		小計		15債権	111,324,939	105,351,349	121,310,711
私債権	貸地料	財政局	管財課	7,033,158	5,540,463	5,947,215	
	出産費資金貸付金	市民環境局	国民健康保険課	555,000	645,000	1,025,000	
	住宅新築資金貸付金		人権同和施策課	343,261,086	336,868,318	328,227,309	
	宅地取得資金貸付金		人権同和施策課	181,556,589	178,586,994	172,119,499	
	同和更生資金		人権同和施策課	7,515,800	7,515,800	7,515,800	
	進学奨学金		人権同和施策課	1,833,998	1,860,320	2,200,090	
	保険給付費(返納金・弁償金)	健康福祉局	介護保険課	44,905,504	30,515,487	15,152,157	
	母子寡婦福祉資金貸付金		こども家庭課	105,620,484	100,183,486	97,643,286	
	和歌山市福祉資金		福祉保健総務課	8,023,300	8,077,300	8,223,300	
	SOHOヴィレッジベース転貸収入	まちづくり局	産業総務課	334,000			
	産業会館使用料		まちおこし推進課	102,582	102,582	102,582	
	同和産業構造改善事業資金貸付金		まちおこし推進課	180,962,075	181,157,075	181,322,075	
	損害賠償金(石泉閣)		観光課	324,824,724	317,054,724		
	使用料(水道使用料)		中央卸売市場	5,959,232	5,766,759	5,337,199	
	使用料(電気使用料)		中央卸売市場	26,169,032	24,553,691	22,235,355	
警備費委託連約金(下水道特会他)	弁償金	建設局	道路管理課	9,000,000	9,000,000		
	弁償金(住宅)		収納対策課	410,470,176	434,729,768	460,919,516	
	住宅使用料		収納対策課	206,934,310	209,908,653	214,197,447	
	専用水道料等使用料		住宅管理第1課	158,430	50,000		
	自動車駐車場使用料		住宅管理第1課	962,435	746,749	602,779	
	土地転貸収入		住宅管理第1課	5,324,543	4,686,078	4,804,790	
	住宅管理関係貸地料		住宅管理第2課	196,064,029	196,354,135	197,146,418	
	住宅改修資金貸付金					111,946	
	警備費委託連約金(下水道特会他)						
		小計		22債権	2,067,570,487	2,053,903,382	1,725,624,077
		合計		46債権	10,106,678,823	10,247,787,421	10,763,521,788

参 考 法 令

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下の号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第三款 債権

(債権)

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
 - 四 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

第三款 債権

(督促)

第百七十二条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十二条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第百七十二条の二 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十二条の三第三項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第二百三十二条の三第一項 又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第百七十二条の五の措置をとる場合又は第百七十二条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第百七十二条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第百七十二条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第百七十二条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第百七十二条の五 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の

一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第百七十二条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第百七十二条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。